

### 申請時の注意事項

- 少年団学校開放カレンダーで空き状況を確認してください。  
(ホームページでご確認いただけます)
- 重複しないよう、申請前に少年団間で調整をしてください。
- 申請書に、他団体と調整済みである旨を記入してください。
- 学校の備品・設備を使用したい場合は、直接学校の承認を得るか、申請書へ記入してください。  
※直接学校の承認を得た場合、申請書にその旨ご記載ください。
- 年度途中の申請は、利用希望日の7日前までに、電子申請もしくは申請書データを教育委員会へメールにて提出してください。※提出が遅くなる場合は、教育総務課へ電話でご連絡願います。

### 学校施設を利用するとき

- 利用時間厳守(準備や清掃の時間を含む)
- 学校敷地内では、水分補給以外の飲食禁止。
- ボール等を壁に当てる行為や、野球道具(野球ボール・バット)の使用は禁止。学校施設や設備等の損傷が懸念される場合は、必ず損傷防止措置を講じること。
- 学校施設を損傷させてしまった場合は、速やかに教育総務課へ報告。
- 開放エリアの片付け・清掃及び点検確認。
- 少年団用の日誌(電子版)を記入。
- 開放玄関の施錠を忘れずに。

- 学校施設は利用する前と同じ状態になっていますか。
- 電気や暖房の消し忘れはありませんか。

### 暖房を使用するとき

※消し忘れにご注意ください。

- 使用できるのは、1~2月の室温が5℃以下のときに、1日1時間まで。
- 暖房機器は、手順書(ボイラー室扉内側に掲載)に従い、責任者が操作すること。

### 鍵の取り扱い

- 鍵に学校名がわかるストラップ等はつけないこと。  
※万が一紛失した場合に、何の鍵かを特定されることを防ぐため
- 学校施設を利用しない期間がある場合は、利用期間終了後、教育総務課へ鍵を返却すること。  
(後期のみ体育館を利用する場合等)

ご不明な点や気になることがありましたら、教育総務課までお問い合わせください。

TEL : 0123-33-3131 (内線 1611)

MAIL : kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp